破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２３号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地59―504
債務者　川崎　典子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３号
東京都多摩市愛宕２丁目２番地８―501
債務者　齋藤　和義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
栃木県小山市大字間々田1681番地
債務者　松本加代子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１５２号
東京都足立区栗原４丁目６―17　グリーンコーポ第２―104
債務者　羽石　俊夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６１号
東京都小平市小川町１丁目856―24　サンビレッジ鷹の台Ｇ棟102
債務者　土井　直美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６９号
東京都大田区西蒲田４丁目31―15―208
債務者　浜中眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９１号
東京都世田谷区経堂２丁目24―２―202
債務者　高橋　章雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９２号
千葉県市原市山田橋１丁目４―14―202
債務者　野上　達也
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３４号
東京都中野区松が丘１丁目21―15　ヴィレッジ２―２―Ｄ
債務者　植木　正好
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５８号
東京都中野区若宮１丁目40―２
債務者　齋藤きよみ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８６号
東京都江東区森下２丁目17―７　ツバセスＰＡＲＴ13森下218
債務者　杉山　一義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２３号
東京都世田谷区桜丘４丁目16―18
債務者　川音　紹子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２８号
東京都足立区谷在家３丁目２―７―202
債務者　岩澤　俊之
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２９号
東京都足立区谷在家３丁目２―７―202
債務者　岩澤　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４５号
埼玉県さいたま市中央区円阿弥３丁目５―９パークスⅡ―301
債務者　児玉みとみ
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４７号
千葉県茂原市立木1409―９
債務者　久保　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時　東京地方裁判所民事第20部